

5. 邑南町防災行政無線設備条例（令和5年3月22日条例第15号）

邑南町防災行政無線施設条例(平成16年邑南町条例第20号)の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、邑南町防災行政無線設備（以下「無線設備」という。）の設置及び管理について必要な事項を定める。

（設置）

第2条 この無線設備は、防災及び行政事務に関する事項を町内各戸へ伝達することを目的として、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)に基づき設置する。

（業務）

第3条 無線設備を用いて行う通信業務は、法第52条の規定に基づき、次の各号のとおりとする。

- (1) 非常災害その他緊急を要する事項の通報及び連絡
- (2) 防災、行政事務及び農林業に関する情報の周知
- (3) その他町長が必要と認める通信業務

（戸別受信設備の設置）

第4条 町内にある住居、事業所若しくは施設等を所有又は管理し、戸別受信機及び配線等設備（以下「戸別受信設備」という。）の設置を希望する者は、申請書を提出し町長の承認を受けるものとする。

2 町長は、戸別受信設備の設置を承認したときは、戸別受信機を貸与し、必要な設置作業を行う。

（費用の負担）

第5条 戸別受信設備の設置に係る費用負担については、次のとおりとする。

- (1) 戸別受信設備の設置工事に要する費用は、原則、町が負担する。
- (2) 戸別受信機の貸与に係る負担金は、住居、事業所若しくは施設につき別表のとおりとする。
- (3) 戸別受信設備に使用する電源及び電池に要する費用は、使用者の負担とする。
- (4) 使用者が、町長の承認を受けて戸別受信設備の設置場所を変更しようとするときの移設工事に係る費用は、当該使用者の負担とする。
- (5) 戸別受信設備の障害が、使用者の故意又は過失によるものであった場合、その復旧に要する費用は、当該使用者の負担とする。

（負担金の免除）

第6条 町長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、前条第2号に定める負担金の一部又は全部

を免除することができる。

(1) 社会福祉施設

(2) 災害その他やむを得ない事由により、町長が必要と認める者

(保守管理)

第7条 無線設備の保守管理に関する業務は、町長が指定する者が行う。

2 使用者は、戸別受信設備を常に良好な状態で維持管理し、その保全に努めるとともに、当該戸別受信設備に異状が発生したときは、直ちに町長に届け出なければならない。

(戸別受信機の移譲の禁止)

第8条 使用者は、第三者に対し、貸与された戸別受信機を譲渡又は売却してはならない。

(戸別受信設備の廃止)

第9条 使用者が戸別受信設備を廃止するときは、届出書を町長に提出し、戸別受信機を返却しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(この項において、以下「新条例」という。)の施行前に、改正前の邑南町防災行政無線施設条例(以下「旧条例」という。)第4条の規定により、戸別受信設備の設置を承認されたものは、新条例第4条第1項の規定により承認されたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に発生している旧条例第5条第2項に規定する負担金については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

貸与台数	負担金
1台目	無償
2台目以降	17,000円／台